



せみね監督署だより

発行 瀬峰労働基準監督署（所在地：栗原市瀬峰下田50-8 電話：0228-38-3131）

死亡労働災害年間ゼロ達成！

登米・栗原地区の事業場におかれましては、**令和5年の1年間、死亡災害を1件も発生させませんでした。これは、平成16年以来19年ぶりのことです。**非常に感謝申し上げます。しかしながら、他署管内の事業場の労働者4名が登米・栗原地区において交通事故により死亡しているほか、昨年末には、被災者が個人事業主であること等により、労働災害としてはカウントされなかったものの、業務中における死亡災害が立て続けに発生しております（一酸化炭素中毒死、溺死）。よって、純粋に「死亡労働災害年間ゼロ」とは言えない一面がありますので、当署におきましては、手放しでは喜べない状況にあることを肝に銘じつつ安全衛生活動に取り組んでまいります。よろしく願いいたします。

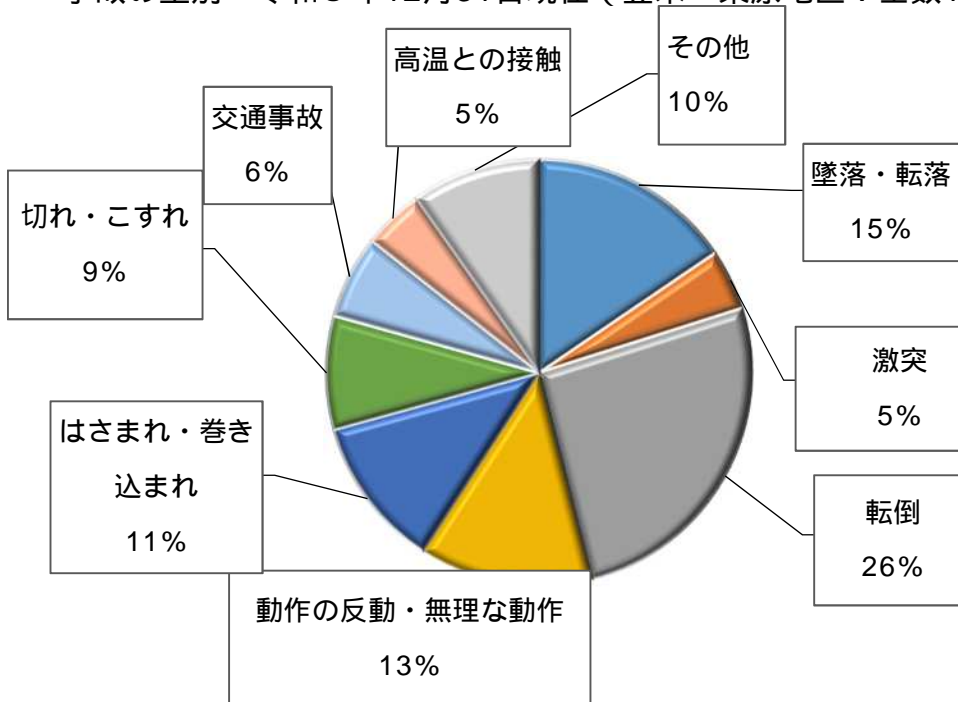
令和5年の登米・栗原における労働災害（休業4日以上）による被災者数は、**令和5年12月末現在、全産業で169人（令和4年比8.6%減）**です。

令和5年の宮城県における労働災害（休業4日以上）による被災者数は、令和4年に比して若干ながら減少しております（令和4年比0.4%減）。

令和5年の宮城県における労働災害による死亡者数は、令和4年と比べて4人の増となりました。

新型コロナウイルス感染症を除いた労働災害発生状況（12月末現在）			速報値	
	管内（登米・栗原）被災者数		県内被災者数	
	令和4年	令和5年	令和4年	令和5年
休業4日以上	185	169	2349	2340
死亡	4	0	15	19

事故の型別 令和5年12月31日現在（登米・栗原地区：全数169件 速報値）



事故の型は、多い順に「転倒」、「墜落・転落」、「動作の反動・無理な動作」（腰痛等）、「はさまれ・巻き込まれ」となっています。**令和4年に1件のみであった「交通事故」が令和5年には11件発生しているという特徴があります。**

交通労働災害を防止しましょう！

表面に記載のとおり、令和5年は登米・栗原地区で交通労働災害が多発し、4名の労働者が死亡しました。また、登米・栗原地区の事業場の労働者11名が交通事故により休業4日以上の労働災害に遭いました。このことを踏まえ、今一度、交通労働災害の防止に努めていただきたく思います。

上記11名のうち、5名は、いわゆる「もらい事故」でした。加害者とならないことも交通労働災害の減少に繋がりますので、よろしくお願い申し上げます。

交通労働災害が多い業種は運輸業であると思いがちかもしれませんが、そうではありません。実際、上記11名の所属事業場の業種は、通信業2名、社会福祉施設2名、畜産業、新聞販売業、電気通信工事業、警備業、産業廃棄物処理業、道路貨物運送業、バス業、各々1名、となっております。業種は様々です。**どの業種であっても交通労働災害に遭うことが考えられるのです。**

「交通労働災害防止のためのガイドライン」が示されており参考にしてください。

自動車等の運転を行わせる事業者、荷主・元請事業者の皆さまへ

交通労働災害を防止しましょう 「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント

交通労働災害は、全産業に占める死亡災害のうち、2割以上を占め、労働災害防止上の重要な課題となっています。平成24年4月に発生したツアーバスによる重大事故を受け、厚生労働省では、「交通労働災害防止のためのガイドライン」を改正しました。

このガイドラインは、労働安全衛生関係法令や「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」とともに、交通労働災害の防止を図るための指針となるものです。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



職場の安全サイト
「交通労働災害の現状と防止対策」

自動車などの運転業務に労働者を従事させている事業者の皆さまへ

交通労働災害を防止するために

交通労働災害は、労働者による死亡災害の約2割を占めています。いわゆる青ナンバーと呼ばれる事業用自動車に限らず、さまざまな業種に携わる労働者に起きており、ひとたび被災すると重大な災害につながるおそれがあります。

交通労働災害を減らすためには、トラックやバス・タクシーの運転業務に従事するドライバーだけでなく、移動や送迎、配達などのために自動車・バイク・原動機付自転車の運転業務に労働者を従事させるすべての事業者が安全への取組を行う必要があります。交通労働災害防止のためのガイドラインに基づく対策を進めるほか、視認性の向上や季節・天候などへの配慮も必要です。

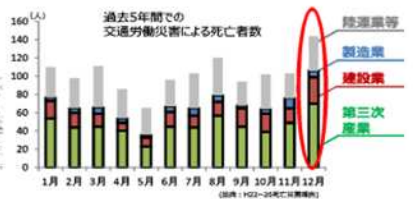
交通労働災害の6割以上は運輸交通業以外で発生！

交通労働災害の4割以上が顧客先の訪問中など第三次産業で、約2割が労働者の送迎中など建設業で発生しており、交通運輸業でない労働者の皆さまにも、交通労働災害防止対策が必要です。



交通労働災害は12月に多く発生！

交通労働災害による死亡事例は、12月に多く発生しています。積雪や路面凍結の情報に注意するなど、季節に応じた交通労働災害防止対策が必要です。

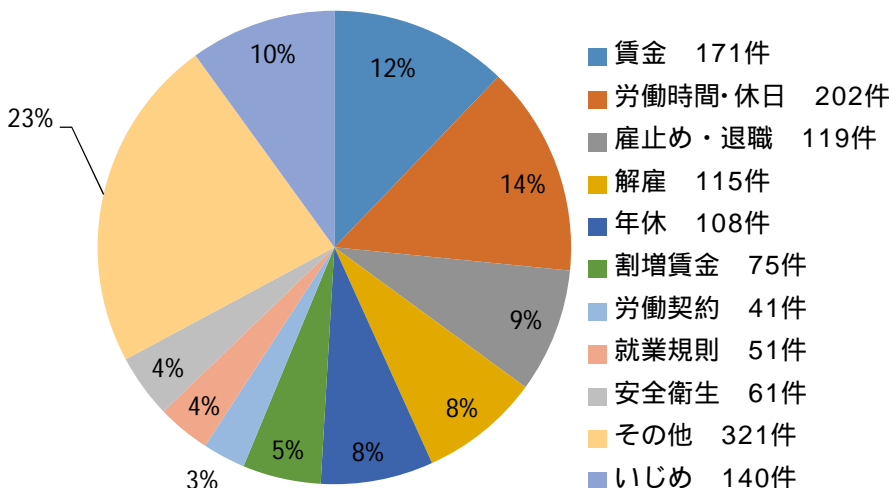


<災害事例>

原付で訪問途中 (1名死亡)	現場へ向かう途中 (7名負傷)	施設利用者送迎中 (1名死亡6名負傷)	新聞配達用の自転車 (1名死亡)
訪問介護のため利用者宅から事務所へ原付で移動する途中、右側方を走るトラックと接触。その後トラックの後輪にひかれ、30分後に死亡。	早朝、労働者8名を乗せ建設現場に自動車2台で向かう途中、1台がゆるいカーブの凍結した路面でスリップしガードレールに激突。避けようとした後続車も対向車線に飛び出し路肩から転落。	事務所から介護サービス利用者宅に利用者を送迎中、信号がなく見通しの悪い交差点に一時停止せずに進入し、左側から来たトラックと衝突。利用者1名が死亡、労働者2名を含む6名が重軽傷。	夜明け前に新聞配達のため自転車で国道を斜めに横断中、交差点を青信号で進入してきた大型トラックと衝突し死亡。なお、被災者は安全ベストや保護帽を着用していなかった。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

令和5年 相談受理状況



相談内容内訳 (令和5年)
1回の相談で複数事項に係る相談あり。
5,6年ほど前に「労働時間・休日」が「賃金」を上回る状態となりました。働き方改革関連法の施行等による、労働時間・休日労働への関心の高まりが原因であると考えております。また、「年次有給休暇」も増えております。「いじめ」が「賃金」に次いで多い状態です。